平成２４年（フ）第３４０号
川崎市中原区中丸子605番地　ロフト中原（１）203、申立時の住所川崎市中原区上平間367番地
破産者　小野塚芳史
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
名古屋市中区大須４丁目13番46号
破産者　株式会社ライトハウス
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３６６号
名古屋市昭和区八事本町16番地
破産者　宮田建設株式会社
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０６８号
大阪府門真市松生町３丁目２
破産者　コバヤシ電子産業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４２号
大阪市西成区北津守２丁目１番21号
破産者　有限会社灰亀商店
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２５２号
大阪府吹田市五月が丘南１―７、商業登記簿上の本店所在地名古屋市南区桜台１丁目11番11号
破産者　株式会社アイビーリンク
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９９７号
大阪府高槻市西面北１丁目12番１号
破産者　株式会社エグゼレーション
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９５号
堺市北区北長尾町五丁５番18号
破産者　株式会社アイサンベーカリー
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６４号
神戸市東灘区御影本町６丁目６番６号
破産者　有限会社日高建設工業
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６３号
兵庫県伊丹市森本３丁目55番地
破産者　株式会社エムテック
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２３号
兵庫県宝塚市売布４丁目１番12号
破産者　イシヤマインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４５４号
愛媛県松山市佐古甲178番地１
破産者　十起建設株式会社
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
北海道岩見沢市５条西１丁目２番地
破産者　白楊印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５７０号
東京都八王子市滝山町１丁目160番地４
破産者　伊東　茂男
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号
三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目12番５号
破産者　野田真由美
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１２号
京都市南区吉祥院車道町39番地の２
破産者　株式会社ウツミ美装
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
岡山市北区下中野312番地の109
破産者　株式会社タクトグローバルネットワーク
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３９号
栃木県小山市神鳥谷２丁目31番24号、開始決定時の住所栃木県小山市東城南２丁目39番地４
破産者　篠田　徳治
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１４１号
栃木県小山市神鳥谷２丁目31番24号、開始決定時の住所栃木県小山市東城南２丁目39番地４
破産者　篠田ツヤ子
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３５９３号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目６番３号アーバンハイツ102号
破産者　小野寺大輔
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９０号
札幌市豊平区福住１条２丁目11番25号　ヴェルディコート福住102号
破産者　松田　佳子（旧姓川村）
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部